

岡崎市監査委員公告第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和5年8月28日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	中根武彦
同	井町圭孝

措置の通知書（上下水道局上下水道部総務課）

令和4年9月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第6号関係分

令和5年3月30日まで

監査結果	措置状況
<p>下水道敷占用許可に係る事務について、申請書に下水道条例第17条に規定された図面が添付されていないものがあったため、同条例に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p>3年に一度の更新の際（年度単位での更新のため、年度当初での申請・許可となる）、担当者での二重チェックに加え、決裁時には係長及び各管理職が再確認するなどの処理体制を整えるとともに、占用許可事務を管理する物件一覧のEXCELデータに、注意事項として添付書類の確認を明示し、添付漏れを防止するよう改めた。</p>

措置の通知書 (上下水道局 サービス課)

令和4年9月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第6号関係分

令和5年3月30日まで

監査結果	措置状況
<p>下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の延滞金について、システムで管理がされていないことにより、延滞金の状況が随時把握できる体制ではなかったため、適正な管理ができるよう対応されたい。</p>	<p>延滞金の状況を、表計算ソフトを用いて随時把握できる体制を構築した。</p> <p>延滞金管理の効率化のために新規システムの導入及び現行システムの改修を検討したが、管理する件数及び金額に対し、改修費用が高額であったため導入を見送った。</p> <p>このことから、現在の表計算による管理で適切に実施できていることや、費用対効果を勘案し、現状の運用を引続き行っていく。</p> <p>なお、今後、営業業務委託やシステムの更新の際には、延滞金管理の機能の追加や安価な導入ができるかを検討し、より効率的な管理ができるか研究していく。</p>

措置の通知書（上下水道局上下水道部下水施設課）

令和4年9月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第6号関係分

令和5年3月30日まで

監査結果	措置状況
<p>一般廃棄物処理手数料の納付事務について、納期限を過ぎて納付しているものがあったため、チェック体制を確立するなど適正な処理をされたい。</p>	<p>手数料の納期限は月末のため、納付書が送られてくる毎月10日以降の庁内メール便のチェックを確実にを行うことをガルーンのスケジュール機能を用いて係内で共有し、月例事務については特に係員相互でチェックする意識づけを行った。</p>